

議案第102号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 証明書自動交付機の廃止に伴い、証明書自動交付機に係る規定を削除する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「ただし、世田谷区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成16年9月世田谷区条例第40号）第2条第2号に規定する証明書自動交付機による証明書等の交付の場合は250円、」を削り、「200円」を「、200円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月29日から施行する。